

平成29年度第2回  
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成29年(2017年)8月2日(水)

10時00分～

場 所 滋賀県庁 北新館3階中会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(仮称)ドラッグコスモスへそ店 (法第5条第1項 新設)

コープかたた店 (法第5条第1項 新設)

3. その他

4. 閉会

[午前 9時58分 開会]

1. 開会

(挨拶 記録省略)

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

(仮称) ドラッグコスモスへそ店 (法第5条第1項 新設)

○会長：今日は、どうもお疲れさまでございます。

それでは、(仮称) ドラッグコスモスへそ店の新設届出に関しまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで説明をお願いします。

○設置者：では、本件の計画概要と環境調査の結果は、事務局の方から説明があったと思いますので、配慮事項を中心に手短に御説明させていただきます。

お手元の届出書の14ページを御覧ください。周辺の見取図になっております。緑の破線で示されています場所が計画地になっておりまして、現況の住居等保全対象物の立地につきまして緑のハッチングで示しております。また、周辺の小中学校の通学路に関しましては、ピンクの破線で示しております道路が指定通学路になっております。計画地の駐車場出入口が面します中山道につきましては、指定通学路はございません。

続く15ページは、建物の配置図でございます。順を追って項目別に配慮事項を御説明させていただきます。まず、駐車場の出入口、交通関係でございます。今回の駐車場は、発券ゲート等は設けておりません。お客様は無料で御自由にお入りいただけるという形になっておりますので、発券に伴います駐車場入口部での一旦停止等はございません。また、地元警察、滋賀県警察本部と相談の上、こちらの出入口につきましては、右左折での出入りという計画でさせていただきます。

右折での出入りに関しまして、出入口を無信号交差点とみなした解析を行いました。「遅れ」という表現になるのですが、右折車両の存在に伴って交通渋滞は発生しないという解析結果を得ております。また、安全につきましては、オープン時からは交通整理員によりまして交通の円滑性ならびに歩行者、自転車の安全性を確保する人的誘導を行う予定をしております。オープン期間後につきましては、オープン期間中に担当

しました警備会社からの御指導もいただきながら、状況に応じた人員配置等の対応をしていきたいと考えております。また、現在のところカーブミラーを設置する計画としておりまして、ミラーにより車の入出庫の確認ができるようにさせていただいております。

場内駐車場についてはお客様用として68台を整備しております。その他、従業員用として8台、合計で76台あります。ドラッグストアで、広域から多数のお客様を呼び込むという業態ではございませんので、駐車需要には十分対応できる数を確保していると認識しております。したがって、駐車場の不足による公道への滞留というものは発生しないと考えております。

駐輪場についても46台、指針参考の値と同等の台数を設置しております。既存店における自転車での来店数から考えましても、46台の半分もあれば十分といった状況ですので、駐輪場の台数不足も生じないものと考えております。荷さばきですけれども、一日当たり5台を計画しております。搬入車両は、通学時間帯に重ならないよう登下校時間を避ける形でのオペレーションで計画しております。

廃棄物保管施設は、建物内に一つの部屋という形で13.5㎡ございます。指針の必要容量は7.5㎡ですので、それ以上の保管容量になります。取扱品目は、生鮮食料品等は扱いません。また、場内に食料品の加工場等がございますので、店舗からの廃棄物による悪臭による問題は発生しないと考えております。

騒音でございます。届出書の19ページの添付図面7を御覧ください。今回の店舗は夜間営業を行わないので夜10時以降の駐車場稼働はありません。しかしながら、冷凍食品を扱いますので、冷凍・冷蔵の室外機が8台ほど設置され終日稼働する形となっております。メーカーカタログ値による騒音予測において設備機器の周りのc、d1、d2地点の敷地境界上で基準値を超過しています。ただし、最寄りの住居地では基準値の45dBを下回る数値を得ておりますので、生活環境への実害はないものと判断しております。

また、騒音の予測はすべての設備機器を一斉に回した上での予測としております。特に夜間につきましては冷蔵庫の開け閉めもございませんので、設備機器が一斉に回るということはございません。したがって、音の苦情につきましても発生しないものと考えております。しかしながら、音につきましては、それぞれの方の聞こえ方によります。数値が基準を下回ったからといって問題ないということの認識ではいけないと思っ

ております。苦情があれば、その苦情の内容を確認しまして、どういうところに原因があるのかを確認し適切な対応策を示すというように、地元の説明会で御説明させていただき、その内容につきまして御承知していただいている状況でございます。

景観等でございます。資料の追加という形で建物の着色立面を配付させていただいております。他府県では、出入口にあります薄ピンク色、コスモスカラーが建物の外壁全面を覆うといった色目になっておりますけれども、県内の店舗におきましては、今お示しておりますように、建物の大部分をアイボリーあるいはホワイトといった色目にしております。また、コーポレートカラーでありますコスモス色につきましては、店舗の出入口部分のみにとどめておるといった配色にさせていただいております。

防犯等は地元警察の生活安全課と連絡を取り合いながら進めさせていただくことを基本に、駐車場内・店舗内におきまして、防犯カメラを設置させていただく予定としております。

照明は必要最小限の数とさせていただいております。周りに住宅がございますので、照明の方向、強さ等につきましても、既存店の経験に基づき、苦情の出ないような配置計画、照明計画とさせていただく予定としております。

その他、地域との連携につきましては、地元自治会とコミュニケーションを図りながら、現時点まで進めさせていただいております。今後におきましても同様の運用をさせていただきまして、催事への協力等、御要望がありましたら、内容につきまして御検討させていただくということで、地元と調整を図らせていただいている次第でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長：どうもありがとうございました。

(仮称) ドラッグコスモスへそ店につきまして、委員の皆様から御質問をいただければと思います。質問はすべてこの場でお願いします。

○委員：閉店時間が21時45分ということですが、従業員の方も含めてすべての車が22時までに出ることができるのでしょうか。15分くらい早く21時30分ぐらいが安全なところだと思いますが、いかがでしょうか。

○設置者：21時45分とさせていただいておりますのは、音の面からでございます。お客様につきましては、閉店前に場内でアナウンスさせていただきまして、22時以降の退出にならないような運用とさせていただきます。従業員につきましては、日々の業務

の中や年間の繁忙期等で残業等が多少なりとも発生します。その際に、退出に際しましては周辺に御迷惑がかからないように、車で出ることができるだけ避けるといった指導をしていきたいと考えております。

○委員：では、残業をされた場合でも、スピードを落としてゆっくり出られるということで、オーバーしないようにちゃんと対応していただけるということですか。

○設置者：はい。

○委員：それから、届出書の19ページを拝見しますと、北の住宅への影響は全く検討されていませんが、大丈夫でしょうか。

○設置者：予測地点の選出過程で、基本的に東西南北、各4方向から最も予測結果が大きくなる点を選んでおります。その他にもう1か所追加で選んでおりますので、一つの面で1か所しか予測ポイントがない場所につきましては、その箇所が最も高い予測値が出ており、それ以外の場所につきましては、その予測値より小さいという見方をさせていただいて結構でございます。

○委員：では、北の方もずっと住宅が並んでおりますけれども、そちらへの影響は予測している箇所より少ないと確認されているのですね。

○設置者：もともとこの場所には、建物の高さが10mぐらいの大きな倉庫が建っており、敷地にびっちりとかっついていてような状況でございました。私どもがお借りするにあたってその倉庫を解体し、敷地境界から1.5mぐらい離しています。また、建物を建てたときに一番高いところが8mになりますが、北の住居側は屋根の一番低いところで7mぐらいの高さになりますので、住宅でいいますと2階建てよりも低いという状況になります。

近隣の方とも、工事も含めていろいろと対話させていただいていますが、今のところ日影や騒音の問題があるという場所ではないと認識しているようで、特段の御意見はいただけないという状況でございます。

○委員：ただ、すぐ近くに住宅があるようですので、何かありましたら、きちんと対応していただけますか。

○設置者：はい、分かりました。また、北側の住宅近くに行き止まりになっている市道があります。自治会からの御要望で、その市道は今使っている人が誰もいないので閉鎖し

てほしいということでしたので、私どもがネットフェンスを設置して北側の住宅の裏手に回れないようにさせていただいております。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：近隣に西中学校と大宝小学校がありますけれども、こういった学校の関係者との対話や協議、意見調整はされたのでしょうか。もし、されていれば、どのようなやりとりをされたか教えてください。

○設置者：事前に教育委員会に訪問させていただきまして、通学路の設定状況や通学状況についてヒアリングをさせていただきました。また、出店計画概要と注意事項等ございましたらお申し付けくださいということから御指導をいただきました。

中学校の方につきましては、対象が中学生でありますということとドラッグストアという業態でたくさん車が来る店ではないという御認識のもと、特にこうしてくださいという御要望はいただいております。また、小学校につきましては、現場での通学状況を観察してくださいということと、搬入時の大型車両の来場については、できるだけ下校時間を避けるようにしてくださいということ、教育委員会からご要望をいただきました。

○委員：はい、分かりました。

あと1点、出入口を設定されている県道2号線、通称中山道はかなり狭い道路ですれ違いに苦勞する箇所が多々ある道路になっています。来客の時間帯のピークあるいは搬入・搬出トラックの時間帯と中山道を利用する車両のピークの時間帯が重なると厄介なすれ違い等発生する道路だと思います。何か配慮したことがありましたら教えてください。

○設置者：中山道につきましては、平日、休日もピークとしては夕方の5時が一番交通量の多い時間帯になっておりますが、朝の通勤時間帯がもう1つのピークになります。朝につきましては、こちらは営業しておりませんので、夕方のピーク時間が重なることになるのですが、下校時間と重なる時間帯については、搬入車両の来場は控えるという計画を基本とさせていただいております。

その他、離合が難しい場所も、先生がおっしゃいますように幾つかございます。こちらの考えとしましては、基本的にお客様は近隣の方と考えますので、中山道の性質というものはよく御存じだと思います。地元の説明会でも道路の幅の狭さについて、特に御

懸念されるような大きな声はいただいております。今のところはオープン時の状況の経過観察をさせていただければと思っております。オープンした後、何か危険というものを察知しましたら適切な対応をさせていただく所存ではあります。

○委員：2点よろしいでしょうか。

1つは最初の御意見と少し重なる場所ですが、従業員用の駐車場は店舗から一番遠いところという発想で、入口側に設定されていると思います。その場合、届出書の15ページの図面の南側に住居と接している部分があると思います。先ほど、残業のときは車を使わないといっても、使わざるを得ないことも出てくるので住居から離す位置に従業員用駐車場を設けておく方が良いのではないかと思います。何か今後の動向によって配慮いただける点があるかどうかというところが1つ目です。

もう1つは、県警との協議によって右折の入出庫もありということになっておりますけれども、出入口の周りは緑地と書かれているのですが、これがどういう緑地かということをお教えいただきたいのです。カーブミラーを設置いただくということですが、あくまでこれは補助的なものにならざるを得ないのです。直接目視できるということが一番重要になりますので、出庫に際しては視野が開けている方がいいかと思います。ちょっとしたものでも遮蔽されると見えなくなるケースが多いものですから、緑地の設置にあたって視野確保のための御配慮があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○設置者：まず、騒音への配慮に関して従業員用駐車場等の位置でございますが、車のレーンを北寄りに移し、駐車場の南側住宅寄りに緑地を設けることで南側住宅に対する音の配慮をさせていただいております。

また、出庫に対する視野の確保につきましても、県警本部の方から御指導を賜っております。駐車場法の技術基準によるものであるとともに、視野を阻害するような構造物はできるだけ建てない方向で考えております。

○委員：緑地帯とおっしゃいますけれども、目隠しというか、景観的にはいいと思うのです。しかし、緑地帯は何も遮音効果がありませんので、もし危惧があるのでしたら、届出の駐車場利用時間が過ぎたら、従業員の方は車を置いて公共交通機関で帰るとか、他の対策を考えていただければと思います。

○設置者：はい。

○会長：他にいかがでしょうか。

それでは、これ以上御質問がないようでしたら、（仮称）ドラッグコスモスへそ店につきましての質問は、これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

コープかたた店（法第5条第1項 新設）

○会長：それでは、コープかたた店につきまして、周辺地域の生活環境への配慮という点を中心に、10分ぐらいで御説明をいただければと思います。

○設置者：それでは、届出書に記載している設置者としての配慮事項のうち、特に説明しておきたい事項について補足をさせていただきます。

まず1点目、案内経路や駐車場の出入口を複数設置したことについてです。計画地が幹線道路の角地になりますので、右折による入出庫の防止や来店車両の集中を防止するために、出入口を3か所設置することで、極端な迂回路を設定することなく、隣接する信号交差点を利用することで左折による入出庫を案内することが可能となると考え、道路管理者や交通管理者と協議し理解が得られました。

出入口③につきましては右折による出庫により、国道161号を利用して浜大津方面に帰る車両が左折をして生活道路へ進入することの防止に寄与すると考えております。また、この案内経路を周知する方法としましては、新聞折り込みチラシに店舗までの経路を記載するとともに、経路を記載したチラシを店内に掲示します。また、すべての出口に退店方面を案内する看板を設置いたします。

また、交通対策の中で、右折対策としまして幹線道路に面した出入口①と②には、右折入出庫の禁止を呼びかける看板の設置を行います。また、左折出庫の矢印を路面に表示して誘導したいと考えています。また、一般歩行者への配慮としまして、すべての出口には停止線と「止まれ」の文字を路面に表示します。そして、オープニングセール時には交通整理員を各出入口に配置します。それにより、左折による入出庫を呼びかけるとともに、その後の状況を確認した上で、繁忙時等の警備態勢を検討することを考えております。このことにより、各出入口の入出庫方向の実効性を確保しようと考えております。

続きまして騒音対策です。まず届出書に記載していない騒音対策について説明します。予測地点C・Dに住居がございます。この住居への騒音の影響に配慮しまして、建物の屋根の上に配置する室外機、排気ダクトなどは住居位置から離すことにより騒音の影響を軽減するよう配慮しました。

夜間における騒音規制値が超過している問題がございます。夜間における最大値の予測結果につきましては、計画敷地東側に位置する国道衣川交差点との敷地境界線上のb地点で規制基準を0.1dB超過しております。この原因は、22時から30分間の退店車両の走行音によるもので、b地点の保全対象となる住居位置B地点では規制基準を満足しており、店舗から発生する騒音により周辺地域の生活環境に著しい影響はないと考えております。しかしながら、近隣住民から苦情等いただいた場合は、誠実に対応を行います。

その他、近隣住民への説明につきましては、着工前から自治会長を通じて、複数回説明会を開催しております。出店に対しては歓迎するという意向をいただいております、特に具体的に何か不安だというような御意見は頂戴しておりません。

その他、廃棄物とか街並みづくり等の配慮事項につきましては、届出書に記載した以外の項目は特にございませぬ。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

○会長：どうもありがとうございました。

コープかた店につきまして、委員の皆様から御質問いただければと思います。御質問は、すべてこの場でお願いいたします。

○委員：22時で出入口を閉鎖できるよう、営業時間を短縮するということではできないのでしょうか。

○設置者：閉鎖は三角コーンなどを置きまして閉鎖しようと思います。営業時間は検討させていただきます。

○委員：b地点に関しては来客の車の音により基準値を超過するという事でよろしいですか。

○設置者：そうです。車路を走行する自動車の騒音で、予測騒音が規制基準値を0.1dB超えます。

○委員：Bの地点だったら基準値を満足するという事でよろしいですか。

- 設置者：はい、距離減衰により十分小さくなる。また、国道161号を間に挟みますので24時間、大型車が通行しており、周辺環境騒音に比べても、とても小さいものだと考えております。
- 委員：はい、分かりました。
- 会長：他にいかがでしょうか。
- 委員：本日配布された外観のイメージ図を見ると、21時までと書いてありますが、22時までの営業時間で間違いないですか。
- 設置者：これは、既存の21時まで営業していますコープもりやま店がコープかたた店と同じような建物形状ですので、外観のイメージを確認いただくため、コープかたた店に置き換えて使いました。
- 委員：コープかたた店については22時までやるということによろしいですか。
- 設置者：そうです。
- 委員：車両の誘導に関して1点よろしいでしょうか。出入口③のところは右折で案内ということですが、届出書の別添図面3を見ると青い点線で左折もできるようになっていて、位置図をみますと、左折しても最終的に国道161号に接続することができると思います。わざわざ出入口③から2回右折して国道161号に行くよりも、店舗周辺の裏道のような道路を知っている人が来るでしょうから、左折で出る人は多いのではないかと思います。
- 設置者：市道北2426号線沿いにお住まいの方は左折で出られると考えておりますので破線で矢印を書いております。この道路は、ふだんから抜け道になっているのですが、我々としては、帰っていただくときは2回右折していただかないといけないのですが、国道161号に案内すべきだろうということで協議を進め、交差点を使うことから負荷をかけることとなりますが、国道161号を利用して、浜大津方面に車両を流したいと考えています。
- 委員：計画をしているのは分かります。しかし、抜け道になっているのでしたら、防止策は必要ではないでしょうか。
- 設置者：よく周辺の道路を御存じの方が行かれてしまうのは、防止のしようがないのではないかと考えています。誘導員等を立てても、左折方向に住んでいると言われたら、誘導は難しいかと思えます。

- 委員：たまたま来る人はきちんと誘導できるかもしれませんが、おそらく近隣の住民に来てもらうことを想定していると思いますので、出入口③から左折方面にお住まいの方全員が左折して出ると思うのです。
- 設置者：そうですね。
- できれば浜大津方面は、出入口③を右折して出ていくようにという看板も上げたいと考えております。
- 委員：看板を立てても、全員が周辺道路を知っている人なら、出入口③から左に行った方が狭い道だとしても早くて便利だと思うのです。出入口③に面する道路の交通量調査はされていないのですか。実際のところは幾ら右折で誘導しても、左折で出る方が大半だと思うのです。
- 設置者：地点②の交差点で交通量調査をしておりますので、現状の断面交通量というのには分かります。予測結果を見ましても渋滞するような状態ではないと考えております。
- 委員：抜け道に関しては渋滞するというよりは、狭い道で生活道路へ進入することが懸念されることではないでしょうか。
- 設置者：事業者としましては、極力生活道路の方に誘導しないよう、案内経路を周知していくしかないと考えています。
- 委員：届出書の別添図面3では、出入口①と②は左折しかできないよう矢印で路面標示されているのに、出入口③だけ何も無いと思うのです。
- 設置者：出入口③についてはどちらへ行っても良いということにしています。
- 委員：どっちでもいいということだと、行ってしまうような気がします。警備員みたいな人がいて止められることはないのでしょうか。
- 設置者：オープンセール時は交通整理員を各出入口に配置させていただいて、状況を見た上で、出入口③で左折に行く車が多いようでしたら、常時配置も含めて配置時間を検討していきたいと思います。
- 委員：前はパチンコ店があったのでしょうか。
- 設置者：パチンコ店でした。
- 委員：パチンコ店のときの出入口と今回の店舗の出入口は同じ箇所にあるのでしょうか。
- 設置者：出入口③のところについては、前の店舗でも同じ場所にありました。あと、市道北2426号線沿いにはもう1か所、敷地の西端で騒音予測地点のd地点付近に1か

所ありました。今回の計画によって建物でふさがってしまいますので、封鎖することとしております。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：今の御意見、御質問とも関係するところがありますが、出入口③から左折して生活道路を抜け道的に使われるという可能性があるというのも懸念されると思うのですが、もう1点避けたいのが大津市道北2539号線に左折して国道161号に右折して出るという経路が交通安全上は一番避けるべきではないかと思うのです。生活道路への進入や市道北2539号線に退店車両が進入しないかどうかというところを少し注視いただきたいと思います。もし出入口③で左折車両があるような場合は、右折での退場をするよう、車両誘導について強化していただくということかと思えます。

もう1点、私は現地の状況をそれほど詳しくないのですが、国道161号で混んでいない時間帯はかなりの速度で車が走っているのではないかと思います。特に出入口①のところで左折で入庫する車両が発生すると、後続車両は、信号交差点直近ということもあり、前面の信号が青信号であれば、行くぞというつもりになっているものですから、入庫車両が減速している等を確認して急ブレーキをかける可能性が高いのです。この点については、店舗の入口等があるという注意喚起等は御配慮いただけないかと思うのです。

また、今日頂戴したパース図を拝見したときに、駐車場と敷地境界で柵等がない絵になっていますので、人が自由に出入りできるのではないかと思うのです。

入庫して車を止めようとするときに、駐車枠周辺から人が出入りする環境があると非常に危ないと思います。

○設置者：その点につきましては、大津市が仰木の里に住宅をつくられるときに、歩道に石垣をつくっておられます。その石垣を配布しましたパース図に入れてしまうと店の外観が見えなくなってしまうのです。現地は石垣がありますので、人が出入りできないような状態です。

○委員：それでは歩行者用出入口は、届出書の別添図面3に記載のあるところに限られるということですか。

○設置者：はい。

また、出入口①の駐車場の案内看板ですけれども、届出書の別添図面3の出入口①付近に大きな看板を建てる計画ですので、駐車場の入口があるということを表示できると思います。

○会長：他にいかがでしょうか。

○委員：先ほど営業時間に関してもりやま店は21時までで、かたた店は22時にするという方針とお聞きしましたがけれども、通常、生活協同組合さんの店舗展開で設定している営業時間は何時から何時なのかという点と、かたた店はどういう顧客をターゲットにしているから22時にしているという説明をいただければと思います。

○設置者：営業時間につきましては、先ほど申し上げたとおり、コープもりやま店が21時、もう1店の既存店であるコープぜぜ店が21時半になっております。コープもりやま店とコープぜぜ店は売場面積約450坪でやっておりました。今回のコープかたた店につきましては、郊外型の店舗として、店舗から遠いお客様にも利用していただこうと思ひまして、売場面積を約600坪にしております。また、お勤めされた方にも利用していただける時間帯等を確保しようということで、現在22時を考えております。

もちろん地域との兼ね合いもございますので、既存店のように21時半や21時にするというのは、これからオープンに向けての検討課題と思っています。他の生活協同組合は9時から22時が平均の開閉店時間になっております。

○委員：分かりました。

○会長：他にいかがでしょうか。

私からも1点、交通に関する話が幾つか出ていて、特に出入口①と②が左折で入庫庫という計画です。ただ、実際にはどちらの道路も中央分離帯がある道路ではないので、きちんと誘導しないと右折で入ったり出たりする車が出てくると思うのです。

国道161号、市道幹1077号線ともかなり交差点に近い位置に出入口がありますので、先ほど議論のあった、急に減速して追突が起きるとか、あるいは誘導がうまくいかず、右折で出入りしようとする、国道161号側の出入口①では信号待ちの車の間を縫って出入りするというのが想像できます。そうしますと、歩行者とぶつかる危険性もありますので、右折の出入りを防いでいただく手立てが要ると思うのです。

市道幹1077号線の方の出入口②についても誘導がうまくいかず右折で入ろうとすると、右折レーンの途中から店舗へ入ることになって、追突事故が起きたりしますので、

右折の出入りをさせないような工夫、看板を立てるとか誘導員を置くというのがあると  
思うのです。これらの点、徹底いただければと思います。

○設置者：了解しました。

○会長：他にいかがでしょうか。

これ以上御質問がないようでしたら、コープかたた店につきましての質問はこれで終  
わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

○会長：ここで5分ほど休憩時間を取りたいと思います。

今ちょうど11時ですので、11時5分から再開ということよろしいでしょうか。

では、5分間、休憩させていただきます。

[午前11時00分 休憩]

◇

[午前11時05分 再開]

○会長：では、再開させていただきます。

それでは、設置者から説明をいただきましたので、審議に入らせていただきます。

本日は2件ありますので、順番に審議したいと思います。

まず、1件目の（仮称）ドラッグコスモスへそ店の届出につきまして、御審議いただ  
ければと思います。御意見等、いかがでしょうか。

内容としては、1つは騒音の夜間最大値が基準を超えているという点と、出入口に面  
する道路が狭いので右折の入出庫までであることが懸念されるという点がポイントかと思  
いますが、いかがでしょうか。

今申し上げた2点に関して、よろしいですか。

そうしましたら、いつもの定型の文章的なところですが、案を読み上げますので御意  
見をいただければと思います。

意見と付帯意見があるのですが、「意見はなし」でよろしいですか。

では、付帯意見は今の2点を考慮しまして、まず騒音の方からですが、「騒音の夜間  
最大値の基準を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や

意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。また、来客が駐車場を利用することができる時間帯に、確実に退出するよう対策を講じられたい。」と、そういった形でよろしいでしょうか。

それから、交通に関して「出入口に面する道路は、左折での入出庫に加え右折での入出庫を可能としているため、交通整理員の配置、経路誘導看板の設置および路面表示を行うなど、来退店車両の誘導の徹底およびその他適切な方法により、出入口の入出庫の実効性確保および十分な交通安全対策を講じられたい。」という形で、付帯意見を出したらと思いますが、いかがでしょうか。

○委員：学校の生徒の登下校への配慮というのは、添えなくていいのでしょうか。念のため、通学路が直近にあるということを踏まえた配慮というのを加えておいたらどうかと思います。

○会長：そうですね。近くに通学路がありました。

店舗の北側の県道に沿うような狭い道路が通学路になっていますので、来退店した車両等が通学路を横切るということが考えられます。

では、交通に関して、そのあたりを入れましょうか。

○会長：そうしましたら、文言は少し修文するかもしれませんが、例えば「近隣に通学路が存在するため、来退店車両等による危険が生じないよう児童・生徒の通学の安全に十分配慮されたい。」と、そのような形でいかがでしょうか。

そうしましたら、「意見はなし」としまして、今申し上げた3件を付帯意見ということでもよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

次に2件目、コープかたた店につきまして御審議いただければと思います。

御意見等いかがでしょうか。

内容は、騒音の夜間最大値が超過しているという点と生活道路に来退店車両が入らないように、そういったところがポイントかと思えます。

○委員：閉店時間に関する内容を、入れてはどうでしょうか。事業者は検討されるとおっしゃったので、これは意見になってしまうかもしれませんが、「閉店時間の前倒しを検討されたい。」というような形で付帯意見を付けてはどうかと思えます。

- 会長：退店や閉店時間の長さに関する意見や付帯意見については審議会から出せるのでしょうか。
- 事務局：立地法では営業時間の制限というのは記載がございませんので、例えば、24時間営業で届出されたら、営業時間を見直ささいというのは無理な話になってきます。付帯意見で付けるというのも、この点考慮すると難しいかと思えます。
- 委員：騒音の基準値を超えていますので、「生活環境の保全を鑑み閉店時間の前倒しを検討されたい。」でしたら、少なくとも大店立地法の範疇になるかと思えます。
- 会長：夜間の規制値は超えているのでしょうか。
- 事務局：規制値はb地点で超えております。
- 会長：例えば「閉店時間の繰り上げ等も含めて対策を講じられたい」というような形で、騒音の基準を超えることの対策として、閉店時間を前倒しすることも含めて考えてほしいという付帯意見として出すのはどうでしょうか。
- 事務局：他の案件で開閉店時間のことを書いたことはあったと思えます。付帯意見で対応の具体例を示すという形で、また、事業者の方も検討するとおっしゃっていましたので、念押し的な意味で付けるのでしたら問題ないかと思えます。
- 会長：では、生活環境の保全という意味で、夜間の最大値を超えているから、その対策として閉店時間についても前倒しを考えてほしいということではいかがでしょうか。
- そうしましたら、意見はなしで、今の内容を含めて騒音の基準値を超えていることに対する付帯意見と、生活道路への流入を抑制するという交通面の付帯意見を2点ということではよろしいですか。
- 委員：生活道路への流入だけではなく、出入口の安全確保という一般論も入れていただければ良いかと思えます。
- 委員：確認ですが、閉店時間と夜間の騒音とは直接関係はあるのでしょうか。
- 事務局：立地法では6時から22時を昼間として、22時から翌6時までを夜間としているのです。閉店時間が22時までになりますと、駐車場を利用するお客様が退出する時間もございますので、コープかた店ではお客様が退出する時間を30分見ておられる。
- ということは、30分間だけは夜間に車両走行音が発生し、特に夜間は騒音の影響が出るということで、営業時間と騒音の話とは密接に関係があります。

○委員：要するに、関係があるということですか。

○事務局：はい、関係があります。

○会長：計算の過程で、仮に閉店時間がもう少し前になった場合に、夜間の基準値は超えなくなるという形になるのでしょうか。

○委員：22時までにはすべての車が退出すればそうなるはずです。

○会長：22時までには退出すれば、夜間の車両走行音がなくなるので予測値が下がってくるということですか。

他、よろしいでしょうか。

そうしましたら、今の内容も含めて、また修文するかもしれませんが、まず「意見はなし」ということでよろしいでしょうか。

付帯意見として、まず騒音に関して「騒音の規制基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、閉店時間の見直しなども含めて誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。」という形でいかがでしょうか。

もう1点、交通に関しては、「周辺の道路交通への影響や退店車両が生活道路を通過することによる近隣住民への交通や騒音等の影響の緩和のため、各出入口においては交通整理員の配置、経路誘導看板の設置および路面表示を行うなど来退店車両誘導の徹底およびその他の適切な方法により、出入口の入出庫方向の実効性の確保および十分な交通安全対策を講じられたい。」という形でいかがでしょうか。

また細かいところは修正するかもしれませんが、この2点を付帯意見ということで出したいと思います。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

以上ですべての案件の審議を終えました。

それでは今、審議しました内容を滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項に基づき、知事に答申いたしますので御了解を願います。

また、知事答申の案文につきまして、少し修文するかもしれませんが、後日改めて委員の皆様にも確認いただいた上で、答申することよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

### 3. その他

○会長：そうでしたら、事務局から報告事項等ありましたら、お願いします。

○事務局：着座にて失礼いたします。

連絡事項としまして、次回の審議会の審議予定案件につきまして、御説明いたします。本日お配りしております左側ホッチキス止めの概要資料ですけれども、26ページ資料4を御覧ください。次回審議会の審議予定案件につきましては、新設が1件、変更が2件の予定でございます。

まず、(仮称)ドン・キホーテ豊郷店でございます。豊郷町にて営業中でございますけれども、設置者は株式会社ヤマダ電機となっております。ヤマダ電機閉店後の店舗にドン・キホーテさんが入店する形となります。変更内容は営業時間の変更等でございます。主に日用雑貨や衣料品を扱う店舗となります。

次に表の真ん中、(仮称)ザ・ビッグ豊郷店でございます。こちらも豊郷町で営業中でございます。設置者は個人となっております。これまで食料品スーパーおよびホームセンターが入っていた建物でございますけれども、閉店されまして、新たにザ・ビッグ豊郷店が入店する形となります。変更内容は先ほどのドン・キホーテ豊郷店と同じく、営業時間の変更等でございます。主に食料品や衣料品を扱う店舗となります。

3件目は表の一番右、西松屋近江今津店でございます。こちらの店舗は現在営業中でございますけれども、今回バックヤードを廃止して増床という形になりまして、立地法の基準面積1,000㎡を超えますので、新設という形で届出されております。こちらの設置者は1件目と同じ株式会社ヤマダ電機となっております。ヤマダ電機さんが閉店された後に、西松屋さんが入店されている店舗となります。

次回の審議会は、既に日程の御案内はさせていただきましたけれども、9月25日、月曜日の10時からの予定でございます。皆様、よろしく願いいたします。

○会長：はい、ありがとうございます。

何か御質問等ございますか。

○委員：議事録のチェックのことで質問、意見ですけれども、昨年度少し改善していただいたと思います。県のホームページ上で公開している議事録は委員の名前を消した全文で公開しているのでしょうか。

○事務局：最初の概要説明のところは抜いておりますけれども、議事録ですので、議論いただいたところに関しては、すべて載せさせていただいております。

○委員：滋賀県の他の委員会等では、速記のものが全部公開されているというのは、あまり例がないと思います。

事務局の方で、ポイントだけまとめて公表した方が読む方も読みやすいと思います。それは前回御検討をいただいた気がするのですが、前回御検討いただいたことも含めて、どういう経緯で全文公開しているのでしょうか。

○事務局：前回のお話は委員の皆様を確認依頼させていただいているときに、名前が消しであることで自分の発言部分が分からないというお言葉をいただいたと思います。今、皆様に送付させていただいているのは名前を載せた状態で、最終的に公開時は削除させていただきますという形で対応させていただいております。

恐らく議事概要の形にするという御意見はいただいていたと思います。議事録にするか議事概要にするかは、公の場の審議会に関しては公開の要領がございまして、どちらでもいいという形にはなっているのですが、立地法に関しましては後々の対応というのが当然必要になってくることもございます。審議会の中でどういう発言があったかというのを事細かに記録しておくのは必要だと思いますので、議事録という形で運用させていただいております。

○委員：しゃべり言葉の速記ですとすごく読みにくくなります。しゃべり言葉で「あの」とかの表現まで記録すると、途中で文章が切れないので、関心のある人が読んでも、何を言っているか分からないぐらいの長さになってしまいます。

提案としては、詳細を残すという意義はわかりますので、事務局で速記をとられたものを我々にそのまま送られるのではなく、事務局でそれなりの文章体にしていただいて送っていただけると非常に助かります。

○会長：私も初期のころの審議会は分からないのですが、ホームページを見たら、最初のころ概要的なものが載っていて、途中から今の全文形式に変っている気がするのです。それは何かこのときに変えようという話があったのでしょうか。

どちらがいい、悪いという話は何とも言えないと思うのですが、確かに文章だけ見るとよく分からないというのが結構あります。

最初はあまり気がつかないのですが、例えば、交通の話になったときに、地図を見ながら、こうで、こうでという感じで話しをすると、文章にしたときに何かさっぱり分からないときがあります。ある程度修文して、文章として読んでも分かるような形で公開するのもいいのではないかと思います。

○事務局：はい。

そこは公開をする文章になりますので、見た人が分かるような形と詳細を残すという両方を見据えて検討させていただきたいと思います。

○会長：では、修文していただいたものを我々に送っていただいて、チェックした上で、事務局に返すという形にしましょう。お手数ですけど、お願いします。

他、いかがですか。

では、これで終わりたいと思います。進行の方へお返しします。

#### 4. 閉会

○中小企業支援課：本日は長時間にわたり御審議を賜りまして、ありがとうございました。

また次回もよろしく申し上げます。

〔午前11時27分 閉会〕